

国語資料としてみた高瀬学山の明律注釈書について

柏原, 卓
和歌山大学教育学部助教授

<https://doi.org/10.15017/12050>

出版情報 : 語文研究. 52/53, pp.126-135, 1982-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

国語資料としてみた高瀬学山の明律注釈書について

柏原卓

はじめに

高瀬学山は江戸時代中期の儒者。紀州藩医の子。通称は忠兵衛、作右衛門、名は忠教、字は希樸（喜朴）、学山はその号、松庵とも号す。初め父の跡目をついで藩医として出仕したが、江戸の林家の門で程朱学を研鑽し、律学を能くして、後に藩の儒官となった。五代藩主徳川吉宗（後に八代將軍）の信任を受け、紀州藩の明律研究において榊原篁洲と並んで双璧とされた。明律の疑義について荻生徂徠と往復し、江戸町奉行大岡越前守忠相に聴訴の要を説いた。寛延二（1749）年没、年八十二。

明律は中国明朝の刑法典であるが、我国近世において幕府や諸藩の法制の手本とされ、研究も盛んに行われたため、明律注釈書類・和解本類も多い。その代表的なものに、紀州藩の榊原篁洲の「大明律例詳解」三十卷、同じく高瀬学山の「大明律例訳義」十四卷、「大明律例詳解」三十一卷、荻生北溪（物観）の「明律訳」三十卷、荻生徂徠の「明律国字解」十一冊、あるいは岡白駒「明律訳注」九卷等がある。

これら明律注釈書の国語資料としてみた性質を検討していきたいが、本稿では高瀬学山のものを取り上げる事とする。

ここで言う明律注釈書は、明律を日本語で注釈したもので、訓読・語釈・全訳の要素のいずれか又は全てを含むものである。それらは、点本（訓点資料）や抄物と同様の言語行為から生まれたもので時代は異なるが言語面で似た点があると考えられる。高瀬学山のこの意味での明律注釈書には、前記「大明律例訳義」「大明律例詳解」の他、朝鮮板明律（直解本）への加點本がある。なお、学山著との跋をもつ紀州藩文庫蔵「大明律解」三冊は、荻生徂徠著と伝える「明律考」と異名同書であるが、これについても言及したい。

各資料の検討に入る前に、それぞれの成立事情を考える一助として、学山の事跡を中心に、紀州藩と護國の明律研究の略年表を示しておこう。年表の作制にあたっては、諸先学の研究とりわけ松下忠氏「紀州の藩学」と大庭修氏「江戸時代の日中秘話」を参照させていただいた。

寛文八（1668）高瀬学山生

貞享 二 (1685) 学山、紀州藩医の跡目をつぐ

四 (1687) 榑原算洲、紀州藩儒に召し出さる

元禄 元 (1688) 紀州藩主光貞、李一陽に鳥井春沢への律学指南を命ず

三 (1690) 算洲、光貞の命で「大明律例診解」起稿

七 (1694) 算洲「大明律例診解」脱稿

宝永 二 (1705) 徳川吉宗、第五代紀州藩主となる

三 (1706) 榑原算洲没

正徳 二 (1712) 学山、朝鮮板明律に加点

三 (1713) 榑原算洲・鳥井春沢、「大明律例診解」の参訂なる

五 (1715) 吉宗、学山に「大明律診解」を仰付け、算洲にも参加を命ず

享保 元 (1716) 吉宗、宗家をつぎ、將軍宣下を下さる

五 (1720) 学山、鈞命を奉り「大明律例訳義」を著す

六 (1721) 吉宗、幕府の寄合儒者らに研究を命ず

七 (1722) 萩生北溪(物観)校点「明律」なる

八 (1722) 右刊行

九 (1723) 北溪「明律訳」なる

十三 (1724) 萩生徂徠没、これ以前「明律国字解」なる

十六 (1731) 神宮文庫本「明律考」校了

元文 五 (1740) 学山、紀州藩儒者の席に加えられる(家譜)

寛保 三 (1743) 学山「大明律例詳解」初稿本なる

寛延 二 (1749) 高瀬学山没

一 朝鮮板明律への加点

学山が系譜上で儒官になったのは元文五年であるが、先哲叢談後篇には「有徳大君(吉宗)、紀州に在りし時、擢でて儒官となす。(原漢文)とあり、正徳二年には朝鮮板明律への加点を行っている。

学山が加点した朝鮮板明律(直解本)は、林大学頭家の本で現在は内閣文庫の所蔵である。四冊本で、その第四冊末尾に別紙が綴じこんであり、そこに学山自筆で次のような跋文がある。

法律於國家猶規矩於匠人藥餌於醫師磨之則、雖良吏弗能成其功也故從上古以至今世其設不一而求其綱學目張巨細靡遺輕重得処以適、時宜飭人情者莫若明律是以後之談律者悉宗、其書矣然其書都是吏部一家文辭固非潛心搜、索則或不能得其蹊徑也、壯歲深嗜其書相得、其解不奈晚年轉軻衣食於奔走而未有能旁搜、深索以卒其業也一日我師、林先生授明律一部教、為之加国語旁訓、不才、豈敢当其任但、師命所及無由逃避因忘其固、陋敢下国読唯学力淺薄識見陋隘而於其律意、不能尽其蘊奧以大忝、先生之盛意此、之所以惴惴焉而深恐也、于時正、徳二年龍次壬辰九月初七日

高瀬 名撰 謹識

回 回

印は、上が陰刻朱で「希樸」、下が陽刻朱で「松庵」である。

内容は、明律のすぐれている事、しかし役所用語の吏文で書かれているため理解が難しい事を述べた後、壮年時代に深く律学を嗜んで大体の解を得たが、晩年に生活に奔走して研究を深く完成させる暇が無かった所、師の林大学頭から明律一部を授けられ国語旁訓を付すよう命じられたので、浅学を恐れつつも師命に従う由を述べている。

正徳二年には、学山は四十四歳である。この加点は、藩王吉宗の後援もあったのであろうが、あくまで林大学頭の命でなされた形をとっている。吉宗に拔擢されて明律の研究を命じられることはあっても、系譜に儒者の席に加えられる旨が見える元文五年までは、正式の儒官でなかったという事か。

さて次に、加点の状態を説明しよう。跋に言う国語旁訓は、助詞・助動詞・活用語尾・形式名詞などを片仮名で補ったものがほとんどで、語幹をなす漢字にルビをふるものは稀である。一二三、上下、レなどの返点や音合符も存する。いずれも毛筆墨書である。以上のいわゆる訓点の他、朱による誤字の訂正や、欄外などに漢文体の校勘の書き込みもある。なお、学山の加点以前のもと思われる朝鮮の吏道の略体による助辞の加点や、吏道の正体を交じえた文言の書き込みも存する。

加点状態の平均的な一例を上げてみよう。

七日不孝

謂告_レ言呪_レ罵祖_レ父母_レ父_レ母_レ夫_レ之_レ祖_レ父母_レ父母_レ一_レ及_レ祖_レ父母_レ父母_レ在_レ別_レ籍_レ異_レ財_レ若_レ奉_レ養_レ有_レ關_レ居_レニ_レ父母_レ喪_レ一_レ身_レ自_レ嫁_レ娶_レ若_レ作_レ樂_レ積_レ服_レ從_レ吉_レ聞_レ祖_レ父母_レ喪_レ一_レ匿_レ不_レ舉_レ哀_レ詐_レ稱_レ二_レ祖_レ父母_レ父母

死^{タリ} (卷一、五丁オウウ)
若^カ (六オ) 擯^{シマ} (八オ) 聽^{カス} (八ウ)

このように、片仮名は、おおむね補助的な部分に使われており、分量も仮名漢字まじりの全訳や語釈に比べれば格段に少ない。従って語形の認定が困難な場合(例えば、在^テ・詐^テ・死^{タリ}などは音便形か非音便形か等)も多い。また、片仮名が表記している、あるいは片仮名と漢字を合せて判読できる日本語は、文語文法に従った訓読調のもので、近世口語の要素は見出し難いようである。その点、俗語や口語文法の要素を含んだ、他の明律注釈書の全訳や語釈に比べて、やや興味に乏しい。

但し、訓読資料として見る時には別の位置づけが出来る事は、言うまでもない。林家の訓読法との対照、あるいは、明律の訓読における榊原寛洲「大明律例詳解」、荻生北溪校点「明律」や学山自身の「大明律例詳解」等との比較などが考えられる。また、細かな例であるが、前記引例中の「若^{シハ}」と「若^{クハ}」の二重語形併存や「ホシヒママ」の仮名遣などを、学山「大明律例詳義」凡例第六条の「本朝にかなつかひの法あり詠者尤其学にうとし定めて誤り多かるべししかれとも其段は律例の本意に害なき故あなち研窮して求める事はせざるなり」との記述と結びつけて、学山の訓読態度ないし規範意識を考察する、等といった事も可能であろう。

二 大明律例詳義

学山が享保五年に「大明律例詳義」を著した頃の事情については大庭修氏による、松下忠氏前掲書等の論考と氏独自の調査とに基づく考証があり(前掲書一二四頁以下)、従うべきものと考えられる。

それによれば、紀州藩主吉宗は、榊原篁洲著、同霽洲・鳥井春沢参訂「大明律例諺解」に満足しなかつたらしく正徳五年、学山に「大明律」の諺解を命じ、霽洲にも参加を命じた。しかし翌享保元年、吉宗は八代將軍になり江戸へ上ってしまった。ようやく將軍の地位に落ち着いた吉宗が、享保五年、学山に再度命じて「大明律例諺義」がなった。その年、「名家叢書」の「喜朴考」によれば、学山はしばしば吉宗の中間に答えており、釣命を奉じて二月から十二月までかけて「大明律例諺義」を著している故、彼は江戸に居て、吉宗の律学の顧問であった。以上である。なお、正徳五年の一件については、学山自身が「大明律例詳解」で次のように言っている事をつけ加えておく。

今朝（將軍吉宗）在紀藩大ニ玄輔（榊原篁洲）カ説ヲ是トセズ
樸ニ命シテ諺解ヲ校正セシムル其説ヲ刊ラシム詳ナルコト樸カ
唐律諺解ニ載ス故ニ今此ニ不記

「大明律例諺義」十二巻首末各一卷は、原本とされる本は報告されていないが（紀州藩文庫本を自筆草稿本とする説もあるが、異本の校合や、一丁分の重複を含むなど、疑わしい）、転写本はかなり多くあり、跋に次のようにある。

大明律例十三巻 恭奉釣命始筆於二月初旬畢工於十二月仲旬
千時享保五年庚子歲也 高瀬喜朴謹識

右の釣命とは、大庭氏の如く、將軍吉宗の下令と考えてよい。將軍家の紅葉山文庫には、清書本とみられる美本が納められており、内閣文庫に現蔵されている。

本書の体裁については、松下氏前掲書の記述が簡にして要を得ているので引用させていただきたい。「本書の体裁は首巻に律大意、

訳義凡例、目録（全巻の）をおき、律大意には律例箋釈の引用十五ヶ条、大学衍義補の引用九ヶ条、前漢書の引用五ヶ条、唐書の引用三ヶ条、孟子の引用二ヶ条、書経・周礼・論語の引用夫々一ヶ条がある。本文の各巻は先ず各巻の目録を載せ、本文は大明律の原文を示さず、直ちに和解には入っている。和解は簡潔で、必要な用語は二行の割注を以てその意味を説明しているが、一切引用書を示していない点は後世の研究者にとっては不便である。末巻は罪名などを総括的に説明したものである。」一つだけ付け加えると、表記は、目録を除き平仮名漢字まじりである（首巻律大意に所引の漢籍も読み下し乃至和解してある）。なお、前記の紅葉山文庫旧蔵本（内閣文庫目録に「來歴志者録本」）には、文中の漢字に平仮名の総ルビがふられている。

二一

次に、本書の言語資料としての性格を考える上で重要な内容をもった、凡例六ヶ条を検討しよう。（以下「大明律例諺義」は紀州藩文庫本）

訳義凡例

一、漢文を訳して倭文になす時文長く成てしかも義の聞へかたき所は漢語を其儘用ひて下に意を注す

一、訳文長く詞いやしき事のみ多し本より律の意を失はしとする
またにて文章の工拙かへりみさる処なり

一、委細に吟味するとは奏聞を訳したる也埒明とは発落の字を訳したる也臆となし高によりて罪に行ふとは坐臆の罪をいふ又直に坐臆を以て論すとも云此類多し

一、題語をしらされは一時律を尋ねかたし夫故に漢語を其儘用ひ

て大意を注に述る事をす

一、官名の類もたゞ今日明しやすきやうに訳するのみ定めて本朝の別と適當せざる事も多かるへし

一、本朝にかなつかひの法あり訳者尤其学にうとし定めて誤り多かるへししかれとも其段は律例の本意に害なき故あなち研窮して求る事はせざるなり

各条の内容は、このまま理解できる条もあるが、本文の実態を併せてよりよく理解できる条もある。よって、本文の一例と、対応する律文とを次に示す。律文は内田智雄・日原利国両氏の「律例定本明律国字解」に収められた、物観本明律に従う。

盗二制書一

凡盗_ノ制書_ヲ及起_レ馬_ノ御_ノ宝_ノ聖_ノ旨_ヲ起_レ船_ノ符_ヲ驗_ス者_ハ皆_ハ斬_ル○盗_ニ各_ノ衙_ノ門_ノ官_ノ文_ノ書_ニ者_ハ皆_ハ杖_一百_ノ刺_ノレ_ニ字_ヲ若_レ有_レ所_ニ規_レ避_ス者_ハ從_レ重_ノ論_ノ事_ヲ干_ス軍_一機_ノ錢_ノ糧_ニ者_ハ皆_ハ絞_ス

盗二制書一

天子の言を制と云制書は勅詔の類をさすそれをぬすむをいふ

凡天子の御宝_ノ御_ノ米_ノのすはりたる制書及び起馬御宝聖旨_ノ道中_ノ佐_ノ馬_ノを給おしたる聖起船符_ノ驗_ノを行者は佐馬船を盗むものはいつれも罪に行ふなり

諸所の衙門より出す処公儀の事にかかりたる文書を盗む者は杖一百尤刺字を免す若其身に罪有故それをいやにおもひさけのかれたくおもふてぬすむ者は両方の罪を引合ていつれなりとも重き方にしたかつてつみにおこなふへし其文書の事は軍の手はつつの事か又錢糧等の事なれば其盗たる者を何れも絞罪に行ふ

(巻八)

右の例と、前掲の凡例を併せて見ると、凡例第一条は、題語の「盗制書」や和解文中の「御宝」「起馬御宝聖旨」「起船符驗」に付された二行割注についての言と考えられる。割注は語釈をしたもので、凡例に言う如く、訳文が長く複雑になるのを避けて付されたものである。

次に、第二・第三をとばして第四条を考えてみる。題語とは、右の例では「盗制書」がそれで、明律の各箇条の名目のことである。

その全体の目録が首巻に、巻毎の目録が各巻首にあって、題語を知れば律中の位置を索められる仕組になっている。その題語を漢字のまま掲出し、「大意を注に述る事をす」と、言っているが、「大意を注」した実態は、右引例で律文と比較すれば明らかのように、律文の和解あるいは広義の和訳・全訳と呼び得るものである。

但し、その訳し方は理解を行き届かせるために、あるいは補い(制書↓_△天子の御宝のすはりたる_▽制書、干軍機錢糧者皆絞↓_△其文書の事は_▽軍の手はつつの事か又錢糧の事なれば_△其盗たる者を_▽何れも絞罪に行ふ)、あるいは語釈して(若_レ有_レ所_ニ規_レ避_ス者_ハ若_レ其身に罪有故それをいやにおもひさけのかれたくおもふてぬすむ者は)、分量が増している場合が少くない。凡例第二条に「訳文長く……本より律の意を失はしとするまでにて文章の工拙かへりみさる処なり」とある所以である。

以上を要するに、本書の本文は明律注釈書の三要素の中、全訳と語釈とを備えたものである。語釈は全訳の本行中と割注とに見られる。

次に、凡例第二条の「訳文長く云々」の部分は既に引いたが、省略した箇所「詞いやしき事のみ多し」とある。律意を顕すために

直訳以上に語を補い、俗語の使用も多いとの趣旨であるから、国語資料として注目される内容である。

第三条は、語例を上げて訳し方を述べる。あてられた訳語は、日本語として或程度こなれたものと見られる。但し「坐臧」の訳の如く、和解の程度の違うものが混在し、しかも此類多しとある点は、注意せねばならない。

第五条、官名の類など彼我の文物に差異ある事の指摘、第六条、律意を主として彼名遣法はあながち研究して求めない事の表明も、見逃せない。

二二二

「大明律例訳義」の言語について、国語学的に深く立ち入って述べる事は別の機会にゆずる事として、主要な特徴について次に述べる。テキストは紀州藩文庫本による。

まず全体から言うと、文法はおおむね文語文法に従いつつ、ままた口語文法または後世的語法をまじえ、語彙は近世語らしいものが相当多く見出される。以下、文法から述べて行く。

音便形はかなり見られるが、規則的に現れるのではなく非音便形と混在している。送り仮名が短いために音便・非音便の判定できぬ場合も多いが、送り仮名や仮名書き例によって判定できる場合も多い。音便形は、カ行イ音便（相背ひて、背ひて等）、ハ行ウ音便（あふて、言ふたる、仕廻ふて、行ふて等）、タ行ラ行促音便（ウカ打って、よって、よって等）の外、まれにハ行促音便（したかつて）もある。サ行イ音便、バ・マ行ウ音便、撥音便、形容詞の音便は見えないようである。前述の如く非音便形も混在しており、音便形が活用形の一つになりきって規則的に現れる口語文法と比較すれば、

はまだ文語文法の制約の及んでいるものと言えよう。

助詞は、ほぼ文語文法に従っているが、時折り口語文法特有のものが見える。

・順接の接続助詞「と」。「一篇出来すると度々に献上し御覧に供るやうにす。」（律大意）。同じ意味を表す文語文法の「已然形十ば」の形も多い。

・仮定形接続の「ば」。「（ ）の親類はもし罪あれば議してみたりに刑罪には行はさる也。」（名例律、八議）。これも同時に文語文法の「未然形十ば」が多く見られる。

・並立助詞「なり（也・之）」。「京に居る軍丁等の定て頭もなき者もなき者也」または例におおて撞事のならぬ者は」（問刑条例、名例五刑）。

・副助詞「きり」。「子あれはそれきりにして重て妾ををく事をゆるさす」（問刑条例、名例応議者犯罪）。

・副助詞「やら」。「又は孕みたる女を手前に呼入寵愛して誰か子なるやら知れさるやうなる事をして」（同右）

助動詞は、口語文法特有のものがほとんど見当たらない。せいぜい次の程度らしい。

・願望の助動詞「たし」。「其身に罪ある故それをいやにおもふてさけのかれたくおもふてめすむ者は」（刑律賊盜、盜制書）

「たし」は中世以降の語である。

・「べし」の終止形以外への接続。「吟味をとけ（遂げ）へしと」（名例律 軍官有犯）。「べし」は口語助動詞ではなく、現代文章語でも終止形接続であるが、中世以降の後世的な接続法という意味でここに掲げた。文語文法に従って文語の終止形に

接続する例の方が多い。

用言は文語文法に従っているけれども、動詞においては幾つか後世的語法ないし口語文法に従うものがある。それは、前述した「仮定形」「助動詞べしと終止形以外との接続」の外に、「ハ行動詞のヤ行化(教ゆる、こしらゆる等)」「二段活用的一段化(治める等)」がある。二段活用は、文語文法と同様に一段化しない例が多い。なお形容詞にも「仮定形」が見られる。「もし、婦人の過代に銀を出す事なる者又は命婦又は軍官の本妻其外例におゐて笞杖することのならぬ者罪を犯し其過代に錢鈔を相ませておさむへき所にその國に本より錢も鈔もなければ錢鈔の代りに銀を出さするなり。」(問刑条例、名例五刑。割注は略)。

次に語彙について言うと、語彙には色々と近世的なものが見出せそうである。

「日本国語大辞典」に近世ないし中世以降の用例を多く載せてある、「つもる(値段をみつもる意)」「底(様子の意。中国の近世口語から)」「はず(そうなる必然、道理の意)」「わけ(子細、理由の意)」「(なり)の(のままの意)」と言った語はそれぞれ、同辞典に掲出されていない連語、「嵩かさより押す」「私欲をす」等も見逃せない。連語では、「動詞十こと十なる(能力、可能)」「(する事ができるの意)」「居体言十主格に立ち得る助詞十なる(同前)」「動詞十べき十苦」等が、口癖の如く頻出するが、これも近世的なものかと思う。

なお、近世的とか近世語と言っても、直接には文章語として前代まで或は前後の時代と異っていると言う事であって、口語性の程度は区々であろう。明律の全訳と語釈からなる本書の場合、翻訳調の

語彙・語法や臨時の造語の混入にも留意せねばならない。

三 大明律例詳解

享保五年に学山が「大明律例訳義」を著して、さほど間をおかず護國の明律研究が目立って来る。將軍吉宗の命で、荻生北溪が校点明律を作り(同七年)翌年官刻され、副産物として北溪「明律訳」(同九年)徂徠「明律国字解」(同十三年以前)が成っている。

学山は、吉宗の法律顧問から紀州藩の務めに戻ったかと推定され、学山の子息が認めた系譜によれば、藩主宗直公の時、享保十四年に世子宗将の読書御相手となった事、元文五年儒者の席に加えられた事が知られる(松下氏前掲書一二頁参照)。

「大明律例詳解」が成ったのは、その三年後の寛保三年および更に翌年の延享元年である。「南紀徳川史」寛保三年癸亥に「是歳高瀬希朴著ス所ノ大明律詳解成テ之ヲ献ス」とあり、「国書解題」に「延享元年甲子の自序同二年の林信充の序あり」とある。

現在所在の知れる伝本は、内閣文庫蔵の学山自筆稿本三十一巻のみである。この本は、林大学頭が管掌した昌平坂学問所から新政府に引き継がれて現在に到った本である。その自序と跋に次のような日付がある。

・ 樸作大明律例詳解凡三十一巻起稿於去年癸亥之夏畢業於今茲甲子之臘月(後略)

延享元年甲子臘月 (自序)

・ 右詳解始筆正月廿九日畢業八月六日「于時」寛保三年丁亥八月六日(跋)

稿本に成立についての二重の日付があるのも変だが、内閣文庫本

を第二次稿本、前年寛保三年に成つて紀藩主に献上された本を第一次稿本と考えれば矛盾しない。しかも第一次稿本が曾て存在した証拠もある。明治四十一年の「南葵文庫蔵書目録」と、蔵書中の紀藩士著書の目録「紀藩士著述目録」(同年)に、「大明律例詳解」三十一巻があり、後者に転写本と区別して「正本」と認めてある故、寛保三年献上本と認めてよく、同年正月廿九日から八月六日まで(内閣文庫本跋)かかつて第一次の稿本として成つたと考えられる。南葵文庫の蔵書はその後、多数が東京大学図書館に移つたが、同館の原簿(大正二年版「南葵文庫蔵書目録」)では、本書を始め明律注釈書類の条は赤線が施され「所在ナシ」と記されている由で、南葵文庫で目録が出来て以後の行方が知れぬのは残念である。

満年齢で七十四・五歳になつた学山が、高齢を意識して畢生の研究をまとめておくために、また恩義ある藩主と林大学頭に報るために二部の稿本の筆を執つたものであらう。

次に、本書の体裁を内閣文庫本によって記す。序・総目一卷、律例詳解二十一巻、問刑条例詳解九巻の全三十一巻。序は、延享二年の林信充の序と延享元年の自序があり(署名の後に二個ずつの朱印あり)、最終巻末葉に跋がある。本文は、律・条例の訓読、語釈、全訳を備えている。引証の漢文も多い(訓点あり)。語釈・全訳の部分には、律・条例中の語句を四角の枠で囲んで小見出しとしてある。本文のかかる体裁は、紀藩榊原篁洲の「大明律例詳解」になつたものと見られる。一方、問刑条例を律と別にして集めたのは、荻生北溪の「校点明律」の特色で、それになつたのである。その事は学山自身が「今板本ニ律ト条例ヲ別ニ彫刻スルニ因テ初学ノ為メニ板本ノ通リ問刑条例ヲ一所ニアツメテ註スル也」(巻之二十一、

一丁裏)と明言している。以上から、本書の体裁は紀藩式と護園式の折衷と言える。

折衷と言えば内容もしかりで、紀藩の篁洲「諺解」と護園の徂徠「国字解」の文言が、大量に取りこまれてゐる。適当と判断した部分は長短にかかわらず一々断らずに本文に織りこんである。巻一名例律の五刑、十惡、八議の条の如きは、両書の切り継ぎの連続で、他に引証の漢文を追加してあるが、学山自身の文言は皆無に近い。これは極端としても、他の部分にも両書の文言が非常に多い。

引用に當つて、意味の変らない範圍で文言の軽微な差違が存する

・吏律 天下ノ官吏選授勲封考課等ノ事凡ソ吏部ノ掌リ治ルニ係ル者ヲ總テ吏律ト云々以上「諺解」から、^A總シテ明朝ニハ吏部戸部礼部兵部刑部工部ト云六官ヲ立テ天下ノ政事ヲ六ツニ分ケテ治メシムソレニヨソヘテ律ヲモ吏律戸律礼律兵律刑律工律ト六ツニワケテ類ヲヨセタルマテノ事ナリアナカチニ吏律ハ吏部ノ職掌戸律ニハ戸部ノ職掌トハ思フベカラズ此ノ吏律ノ初メニアル選^G用^Hスル軍職^Iコトハ官職ノ方ニテハ兵部ノ司ナリ律ノ方ニテハ類ヲヨセテ官ヲ選ムコトハ皆吏律ヘカタクセタルナリ其外モ此類多キナリ以上「国字解」から、^B卷之四 吏律)右の傍線部A、Iを「^{律例}對照定本明律国字解」(徂徠自筆本の翻字)と比較しよう。

- A || 無シ B || ことごとく尽したるによりて C、D || 是
E || 無し F || など G || 類よせまでのことにて H || 是は
I || 多し

ところで、右所引の両書の説は、「諺解」は六部の職掌ハ六律の内容との説で、「国字解」はそれを批判する説である。両者の配列

順序によって、「国字解」の説に但し書きの役をさせた微妙な折衷である。以下、戸律から工律の冒頭には「諺解」の説のみ引いてある。

なお、学山が徂徠・算洲より大所高所に立っていると自負した事も、本書中に現れている。一つは、題号をめぐって「国字解」が、「国号に大字を冠するのは当代を尊ぶ辞で、後世外国の日本から大明とする等は、本国を背く謀叛である」としたのを、「湧幢小品」を引いて反駁した所に、「荻生茂卿曰……比ノ説甚タ非也……是不学ノ致ス所也……偏見ヲ執シ博ク学バサル者多ク如此可レ笑ノ基キ者也」(卷一)とある。もう一つは、皇親は天子の外威のみとする説に、「刑書撰会」を引いて、天子の親類とした所で、「是荻生ノ説ナリ然レトモ……荻生カ説非ナリ総シテ荻生カ説杜撰多シ世ヲ誤ルコト多シ」(卷二、応議者祖父有犯)とある。算洲に対しては、「今朝(將軍吉宗)在紀藩大ニ玄輔(算洲)カ説ヲ是トセズ樸ニ命シテ諺解ヲ校正セシムル其説ヲ刊ラシム」(卷一名例五刑、流罪)とある。

以上述べた如く、「大明律例詳解」は、紀藩と護國の律学の折衷の書である。よって言語資料として見れば、夾雑物が多く、学山自身の文言を取り出す作業は必ずしも容易ではない。ただ、漢文を除けば、近世的文章語(文語文法に従いながら後世的語法・語彙を交える)だと言う程度は分るが、「訳義」と比べてどうかと言った問題は、今後を期したい。

四 大明律解のこと附

紀州藩文庫蔵「大明律解」(写三冊)は、「明律考」、内閣文庫

蔵「明律類解」と異名同書で、分類辞書体の明律国字解書である。内容は徂徠著「明律国字解」の抄出を根幹とし意味分類辞書体に改編したものである(拙稿「明律考」三本の比較)和歌山大教育学部紀要人分科学三〇集、昭56参照)。

作者について、「大明律解」には高瀬学山著とする七沢精芳の跋があるが、「明律考」「明律類解」は荻生徂徠著と伝えられ、学山説・徂徠説あるいは未詳とする説がある(松下忠氏前掲書一六〇頁以下や右記拙稿参照)。

徂徠説は、「考」に「国字解」の作者が書きそうにない誤りがある故、疑わしい。例えば、

・総理巡撫↓総理漕運など見出語の誤り

・都郡所 洪武ノ官制也(会典ニ見ユ↑会典には見えず)

学山は、「詳解」に「国字解」を大量に引いている故、「国字解」の抄出を根幹とする「考」(「大明律解」)の作者に擬せられる資格は十分にある。但し、学山著とする同時代人の証言は、「通家の好」が有った七沢精芳の跋の他に無いようである。精芳が「因有通家之好得一本蔵之久矣」の後、新設の明教館に納める為に人を雇って謄写させたのは、学山が八十二才で没して四十四年後の寛政五年であって、生前どれ程のつきあいが有ったか判然としない。そう言えば、この一本には漢字の異体・行書草書を楷書に訂してあるが「寸(時)」を「中」に誤写したものを見逃す等、内容まで点検できていず、精芳の律学の知識は疑問で、律学上のつきあいの程度は分らない。よって、学山説に立つ場合、「国字解」以外の要素の出所等、内徴からの説明が待たれる。今後の研究で明らかにしたい。

なお、次の「文会雜記」の記事から、荻生北溪(叔達)起源の線

も検討に値しよう。

・徂徠明律ヲ解セラレタル時、弟叔達ヒタト御城ヘ召テ、律ノコト御尋アリタル故、横帳ニシテ懐中セラレタルガアリ、少ツツ叔達ノコジツケモアリ。ソレヲ何者カコシラヘテ、ニセ物シテ外ヘ出シタル也。ソレユヘニセモノハ少部ナリトナリ

(卷三上)

これも後日を期す

おわりに

以上、国語資料としての概観で、深い研究は今後待つ。未熟な考で先学に妄言を呈した点もあるかと思う。お許しを乞う。貴重な本の閲覧、利用に高配を給った内閣文庫、和歌山大学付属図書館真砂町分館、貴重な情報を戴いた東京大学総合図書館参考係に感謝申し上げます。奥村三雄・中野三敏両氏、諸先学に感謝申し上げます。

(一九八一・十一・三〇稿了)